

働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析・業務改善活動
実践支援業務委託

仕様書

1 業務目的

本市では、長時間勤務の是正、業務改革・改善などの「職員の働く環境の整備と意識改革」と、女性活躍推進・次世代育成支援、障害者雇用の拡大などの「多様な働き方の推進」に関する具体的取組を明らかにし、本市職員の「働き方・仕事の進め方改革」を全庁的に推進し、もって、市民サービスの向上を図ることを目的として、平成29年3月より毎年度「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」を策定し、取組を進めている。

同プログラムにおいては、定時退庁等の取組とあわせて、業務改革・改善や管理職のマネジメント力の向上などに総合的に取り組むこととしており、その具体策として、長時間勤務職場などにおいて、外部の専門的知見による業務分析を活用しながら、庁内プロジェクトチームによる業務改善を実施し、その手法を庁内に横展開させるため、事例を共有する機会を設けるとともに、それらの手法を見つけるための研修を実施することとしている。

本件委託は、本市の働き方・仕事の進め方改革の推進に向けて、希望する職場から推薦を受けた職員に対して業務分析や業務改善手法のスキルを修得するための講義や改善活動実践における支援を実施することで、職場で改善活動を主体的に実践できる人材を育成するとともに、職場における主体的な業務改善活動を推進することを目的とするものである。

2 委託期間

契約締結日から令和2年3月27日（金）まで

3 履行場所

川崎市役所他

4 委託内容

(1) 対象職場

川崎市役所内5職場（対象職場については、今後本市において調整の上決定）

(2) 業務内容

ア 課題の把握・分析、課題解決に向けた方策の立案等の体系的支援

【実施時期の目安：7月～9月】

対象職場から推薦された職員（各職場2名以内）に対して、職場の業務改善実施のための課題把握・課題分析・課題解決に向けた方策立案等の手法を

体系的に修得するための実践的な講義を令和元年9月までに実施する。なお、講義においては、課題分析・可視化の手法を職員が修得できる内容を必ず含めるものとする。

講義は3回程度に分けて開催するものとし、各回3時間程度とする。

イ 対象職場の改善活動推進支援

【実施時期の目安：10月～3月】

上記アの講義実施後、必要に応じて対象職場への訪問を実施するなどして各職場の業務改善活動の進捗状況や課題を把握し、改善活動の推進に向けて各職場の状況を踏まえた助言を行うなど、実践的な活動支援を行う。

ウ 本事例の庁内における共有

【実施時期の目安：1月～3月】

本事例について、本市の働き方・仕事の進め方改革を推進するため、庁内で共有するための資料作成等の支援を行う。

エ 報告資料の作成

【実施時期の目安：2月～3月】

各職場における業務改善活動の取組結果等について、本市と協議しながらとりまとめ、報告資料を作成する（電子データにて納品）。

5 留意事項

- (1) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に所属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。